



発行 新潟県

**第 25 号**

令和元年7月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 7 新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童家庭課）

告 示

- 271 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 272 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 273 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 274 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 275 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 276 保安林の指定予定にかかる告示の廃止（治山課）
- 277 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 278 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 279 港湾施設の指定（港湾整備課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（スポーツ課）
- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 1 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

規 則

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第 7 号**

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則（平成18年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
<b>第 7 号様式の 2</b> （第 7 条の 3 関係） 養育里親・養子縁組里親死亡等届 (略)		<b>第 7 号様式の 2</b> （第 7 条の 3 関係） 養育里親・養子縁組里親死亡等届 (略)	
(略)		(略)	
届出事項	1・2 (略)  <u>3 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれかに該当</u> 4 (略)	届出事項	1・2 (略) <u>3 児童福祉法第34条の20第1項第1号に該当</u> <u>4 児童福祉法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当</u> 5 (略)
(略)		(略)	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第271号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年 7 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
医療法人社団 しただ	三条市長野337番地	介護老人保健施設 いっぷく2番館	三条市帯織800番地	介護老人保健施設	H31. 2. 21

**◎新潟県告示第272号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年 7 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
ひすい農業協同組合 ふれあい介護	糸魚川市大和川436番地	所在地	糸魚川市田伏645番地1	糸魚川市大和川436番地	R1. 7. 1

センター					
おもいやりの泉 長岡店	長岡市高見町 4343番地	所在地	長岡市堀金1丁目 3-2	長岡市高見町4343 番地	H31. 4. 1

## ◎新潟県告示第273号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年7月30日

新潟県知事 花角 英世

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115番地
齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478番地2
県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200番地
南部郷総合病院	五泉市村松1404番地1
県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412番地1
県立妙高病院	妙高市大字田口147番地1
けいなん総合病院	妙高市田町2丁目4番7号
知命堂病院	上越市西城町3丁目6番31号

- 2 有効期間 令和元年10月1日から  
令和4年9月30日まで

## ◎新潟県告示第274号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、加茂市に係る加茂農業振興地域（平成28年新潟県公告）の区域を次のとおり変更する。

令和元年7月30日

新潟県知事 花角 英世

## 1 変更する地域の名称

加茂農業振興地域

## 2 区域

加茂市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

## 3 変更年月日

令和元年7月30日

## ◎新潟県告示第275号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年7月30日

新潟県知事 花角 英世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	3者	下関1905番 ほか6筆 0.8ha
阿賀野市	3者	小浮坂ノ下936番ほか67筆 5.8ha
胎内市	3者	山屋大谷地1463番ほか12筆 3.0ha
聖籠町	3者	次第浜内良道3683番2ほか2筆 1.0ha
新潟市	1者	北区濁川3250番ほか8筆 0.4ha
燕市	1者	笈ヶ島向島5195番ほか1筆 1.4ha
長岡市	3者	百束町（土地改良）3440番1ほか8筆 1.9ha

小千谷市	8 者	三仏生5449番ほか49筆 7.6ha
南魚沼市	73者	長森新田宇田川端 9 番 1 ほか590筆 67.8ha
十日町市	2 者	上新井567番 1 ほか 1 筆 0.4ha
上越市	11者	青野33番ほか24筆 7.1ha
佐渡市	13者	新穂潟上687番 3 ほか42筆 6.6ha
合 計	124者	822筆 103.8ha

- 2 認可年月日  
令和元年 7 月 29 日

◎新潟県告示第276号

保安林の指定予定（平成31年 3 月 12 日新潟県告示第248号）は、廃止する。

令和元年 7 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和元年 7 月 30 日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
十日町市 十日町土地改良区	中条下島	農業用排水施設整備 (基盤整備促進) 事業	新規	令和元年 7 月 22 日	第48条

◎新潟県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和元年 7 月 31 日から令和元年 8 月 28 日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 7 月 30 日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 谷浜土地改良区	桑取	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備 「かんがい排水」) 事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記 1 の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記 1 の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第279号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和元年7月30日

新潟港港湾管理者 新潟県  
代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	マントロリ式橋形 クレーン7号機	新潟市北区 横土居地内	マントロリ式橋形クレーン1基 吊り上げ荷重51.8トン 定格荷重（コンテナ）38.0トン
	ホイスト式天井ク レーン	新潟市北区 横土居地内	吊り上げ荷重7.06トン

## 公 告

## 新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和元年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 被表彰者  
氏名 住所地の市区町村等  
若林 康太 柏崎市
- 表彰日  
令和元年7月19日

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和元年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 入札に付する事項
  - 委託業務名  
令和元年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務
  - 委託業務の仕様等  
令和元年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
  - 委託期間  
契約日から令和2年3月19日
  - 業務実施場所  
仕様書による。
  - 入札方法  
入札説明書による。
- 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等  
次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。  
郵便番号950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課  
電話番号025-280-5161

Eメール：ngt030170@pref.niigata.lg.jp

### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。
- (4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- (5) 日本工業規格K0311排ガス中のダイオキシン類の測定方法 附属書1に示すJ I S II形装置による排ガス採取の実績があること。
- (6) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 次の①又は②を満たす者であること。

①特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の排ガス区分の認定を受けていること。

②令和元年度に環境省が実施するダイオキシン類環境測定調査受注資格を、GC/MS法（従来法）により有していること。

- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

### 5 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和元年8月30日 午後1時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

### 6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

### 7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

### 8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

---

### 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）原信来迎寺店  
所在地 長岡市浦605 外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあつては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- ・氏名又は名称 株式会社原信  
法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦  
住所 長岡市中興野18番地2
- ・他1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

- ・氏名又は名称 株式会社原信  
法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦  
住所 長岡市中興野18番地2
- ・他3者

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年3月20日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計4,463平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・収容台数 計210台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・収容台数 計30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・面積 計120.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・容量 計46.79立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・株式会社原信他1者  
午前8時から午後12時
- ・株式会社コメリ  
午前9時から午後8時
- ・未定1者  
午前9時から午後9時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前7時30分から翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・出入口の数 11箇所
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・荷さばき施設1  
午前4時から午後10時
- ・荷さばき施設2  
午前8時から午後10時
- ・荷さばき施設3  
午前8時から午後8時
- ・荷さばき施設4  
午前6時から午後9時

7 届出年月日

令和元年 7 月 19 日

- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
令和元年 7 月 30 日から令和元年 11 月 30 日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、家電・備品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年 7 月 30 日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
家電・備品等 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和元年 8 月 30 日 (金)
  - (4) 納入場所  
新潟県立加茂病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
  - (4) 新潟県内に本社 (本店) 又は営業所等 (支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町 1 丁目 9 番 1 号  
新潟県立加茂病院経営課経営係  
電話番号 0256-52-0701 内線 209
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限



令和元年8月6日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月9日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デスクトップ型パーソナルコンピュータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (7) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2314
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和元年8月6日(火)午後5時

### 4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月9日(金)午前10時00分  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月30日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<b>別表第2</b>		<b>別表第2</b>	
道路名	区間	道路名	区間
(略)		(略)	
一般国道8号	<u>上越市柿崎区竹鼻字小清水1991番9</u> から糸魚川市大字外波字長浜860番1まで	一般国道8号	<u>上越市柿崎区柿崎字猫谷内124番1</u> から糸魚川市大字外波字長浜860番1まで
一般国道17号	<u>南魚沼郡湯沢町神立字下戸沢2618番1</u> から魚沼市下島字二十刈1280番1まで	一般国道17号	<u>南魚沼郡湯沢町大字神立字小原1049番</u> から魚沼市堀之内字品袋166番まで
(略)		(略)	
一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から胎内市村松浜字下原2730番2まで	一般国道113号	<u>新潟市東区津島屋8丁目53番1</u> から胎内市村松浜字下原2730番2まで
一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から新潟市中央区竜が島1丁目4953番2まで	一般国道113号	<u>新潟市中央区沼垂東5丁目5954番2</u> から新潟市中央区竜が島1丁目4953番2まで
(略)		(略)	
主要地方道新潟港横越線	<u>新潟市東区小金台1番430</u> から新潟市東区竹尾字前沢621番3まで	主要地方道新潟港横越線	<u>新潟市東区藤見町1丁目1番136</u> から新潟市東区竹尾字前沢621番3まで
(略)		(略)	
一般県道島見新発田線	<u>新潟市北区島見町字下往来200番1</u> から新潟市北区白勢町69番16まで	一般県道島見新発田線	<u>新潟市北区島見町字下往来200番1</u> から新潟市北区太郎代字川前1728番7まで
(略)		(略)	
市道山の下東港線2号	(略)	市道山の下東港線2号	(略)
市道山の下河渡線	<u>新潟市東区古湊町1番3</u> から新潟市東区古湊町252番まで	市道山の下河渡線	(略)
(略)		(略)	
市道榎山の下線	(略)	市道榎山の下線	(略)
市道榎山の下線	<u>新潟市東区古湊町252番</u> から新潟市東区神明町215番2まで	市道榎山の下線	(略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。